

富山県知事

石井 隆一 殿

要 望 書



一般社団法人  
**富山県建設業協会**

# 要　望　書

建設業は、社会資本整備やその維持管理の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手であり、各地域において大きな社会的役割を担っております。我々が将来にわたって、その役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し経営の安定化を図ることが何より重要であり、安定的かつ持続的な事業量の確保が第一であるとともに、発注者の責務などが明記された改正品確法の遵守が重要であります。

しかしながら、北陸新幹線関連工事の完成や大都市偏重の予算配分などにより、県内における平成27年度の公共工事発注額は、前年度に比べ30%を超える全国一の落込みとなりました。今年度上半期は、幸い前年同期比で10%強増加しましたが、昨年度の落込みがあまりにも大きかったことから、依然として厳しい状況にあります。

また、発注者の責務とされた適正な利潤の確保については、歩切は無くなつたものの、まだ、利潤を確保し難い工事が見受けられます。

さらに、少子高齢化により労働人口が減少しており、建設業における担い手の確保・育成は喫緊の課題となっております。

つきましては、建設業界が、今後もその役割をしっかりと果していくとともに、若者が夢と希望を抱いて活躍できる産業として発展していくために、次の事項について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年11月14日

一般社団法人富山県建設業協会  
会長　近藤駿明

## 1 公共事業予算の増額について

大規模災害などに備えた強靭な県土づくり、地方創生に資するストック効果を重視した真の社会資本整備などを計画的に進めるには、公共事業予算の安定的・持続的な確保と拡大が不可欠である。

については、県の平成29年度公共事業予算が、今年度当初予算を大きく上回るようお願いしたい。

## 2 工事発注の平準化や第1四半期の施工量の増大について

限られた人材や資機材を有効に活用するには、工事発注の平準化が極めて重要である。

また、改正品確法では、発注者の責務として工事の計画的発注が明記されている。

については、工事発注時期に関して、国や市町村など他の発注機関と年間を通して調整が図られた平準化をお願いしたい。

また、繰越制度や債務負担行為の活用による気候の良い第1四半期の施工量の更なる増大と、適時発注のための測量や設計、事業用地のストックもお願いしたい。

## 3 入札契約制度改革について

### (1) 低入札対策について

ダンピング受注は、工事の手抜きや下請け業者へのしわ寄せ等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するため、低入札調査基準価格(最低制限価格)は極めて重要である。

昨年4月、土木工事積算基準における「現場管理費率」「一般管理費率」を引き上げていただいたが、一方で、予定価格に対する低入札調査基準価格の割合がこれまでより2%程度低下するという状況となった。今年4月低入札調査基準価格の算定に用いる「現場管理費率」が引き上げられたことにより、漸く昨年3月末までの88%前後に戻ったところであるが、ダンピング対策強化の観点から低入札調査基準価格(最低制限価格)の更なる引き上げが必要である。

については、予定価格に対する低入札調査基準価格(最低制限価格)の割合が90%を超えるよう算定率の見直しをお願いしたい。

## (2) 地域に貢献する技術力・経営力の高い企業の受注機会の拡大と受注額の増大について

公共事業費の削減などにより、防災対策や災害対応、除雪など地域の安全・安心を担う企業の経営環境は大変厳しい状況にある。

については、地域に貢献する技術力・経営力の高い企業が今後も持続的に発展できるよう、発注標準の見直しや同種工事における工事実績の有効年数延長などによる受注機会の拡大と受注額の増大をお願いしたい。

## 4 市町村に対する改正品確法の遵守にかかる検証と強力な指導について

改正品確法が公布施行され早や2年経過するが、市町村に対し、これまで発注者協議会などにおいて法改正の背景や目的、改正のポイントについて再三説明されたことなどから、会員企業を対象としたアンケート調査によると、最近の発注において歩切は無くなったものの、まだ設計に基づき施工しても赤字になる工事が一定程度見受けられる。

その原因として、見積りによる積算単価と実勢単価がかい離していること、分割発注にもかかわらず諸経費が調整されていること、設計が変更されても変更請負額に十分反映されないこと、適切な工期になっていないことなどがあげられる。

については、予定価格が適正に定められているかなど県内市町村の法令遵守状況を検証していただき、仮に遵守されていない場合は是正を勧告するなど強力な指導をお願いしたい。

## 5 担い手の確保・育成対策について

全産業において若年者の担い手確保が難しくなっている中、特に建設業界は、長年にわたる公共事業費の削減などによりすっかり疲弊し魅力を失ったことから、他産業以上に厳しい状況にある。また、せっかく入職しても 3 年以内の離職率は約 4 割と高く、育成も難しくなってきてている。このような状況では、地域の安全・安心の確保はもとより、技術・技能の継承も危惧される。

このため協会では、担い手確保対策として、大学生のインターンシップや親子現場見学会の開催、県との共同による建設系学科の高校生を持つ保護者との意見交換会の開催や小学生・高校生向けのリーフレットの作成など、また育成対策として、県からの受託事業による資格取得支援講座の開設や新入社員向け研修の開催などを積極的に行ってきただところである。こうした取組みにより、近年担い手は増加傾向にあるが、まだまだ不足している。

については、若年者を対象とした戦略的な広報活動の強化と、若年者の定着を図るために取組む資格取得や労働環境改善などに対する支援の継続と拡充をお願いしたい。